

## 第 2 7 号議案

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 1 7 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号を次のように改める。

（ 7 ） 足立区障がい者通所支援施設条例（平成 2 1 年足立区条例第 号）に規定する障がい者通所支援施設

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

第 3 条第 3 号中「第 1 1 5 条の 3 9 第 1 項」を「第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。